

# 株式会社中小企業再生支援機構法案の概要

## 1. 機構の目的

株式会社中小企業再生支援機構は、中小企業の健全な経営が我が国の産業の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、雇用の安定等に配慮しつつ、我が国の産業の再生を図り、併せて信用秩序の維持にも資するようするため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対し、過剰供給構造その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮しつつ、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社とする。

## 2. 設立

機構は、全国で一つに限り設立される株式会社とし、主務大臣の認可を受けて設立される。

## 3. 業務

### (1) 支援対象となる事業者

過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者であって、債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの（公社及び第三セクター一等を除く。）

### (2) 支援基準

主務大臣は、事業所管大臣の意見を聴いて、機構が再生支援の決定及び債権買取り等の決定に当たって従うべき基準を定める。

### (3) 業務内容

- ① 対象企業の資産査定（デュー・デリジェンス）
- ② 債権者調整（債権の放棄）
- ③ 事業や財務を再構築する「事業再生計画」に基づく支援
  - ・資金面（債権買取り、出資、資金の貸付け等）
  - ・人材面（事業の再生に関する専門家の派遣・紹介）
- ④ 支援決定がされた事業者以外の事業者に対する助言

### (4) 期限

- ① 機構は、原則として、設立から2年以内に支援決定を行い、支援決定から3年以内での再生支援の完了を目指す（合計5年で業務完了に努める。）。
- ② 機構は、その業務の完了により解散する。

#### 4. 中小企業再生支援委員会

機構の意思決定（支援決定、買取決定、処分決定等）の公平性・透明性を確保するため、外部有識者を含む中小企業再生支援委員会が意思決定を行う。委員会の委員の過半数は、社外取締役から構成される。

#### 5. 国の財政的支援

- (1) 機構の資金の借入れに対して政府保証を付す。
- (2) 政府は、機構への出資金の財源として預金保険機構に対して出資を行う。

#### 6. 関係施策及び関係機関との協力

##### (1) 産業活力再生特別措置法との関係

機構は、再生支援をするに当たっては、対象事業者に対し、産業活力再生特別措置法の各種の計画の認定の申請を促すこと等により、効果的にこれを行うように努めなければならない。

##### (2) 金融庁又は日本銀行に対する協力要請

機構は、債権の買取りに際しての適正な時価の算定等のため、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求めることができる。

##### (3) 預金保険機構等との協力

機構は、預金保険機構、特定協定銀行、特定認証紛争解決事業者及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に業務を実施するように努めなければならない。

##### (4) 政策金融機関等の協力

政策金融機関等は、負担が合理的かつ妥当なものであるときは、機構からの債権買取申込み等の求めに応じるように努め、又は債務の免除その他の必要な協力をしなければならない。

##### (5) 融資等業務実施法人の協力

一般社団・財団法人のうち融資等業務を行う法人は、負担が合理的かつ妥当なものであるときは、機構からの債務の免除その他の必要な協力の求めに応じるように努めなければならない。

##### (6) 国、地方公共団体、機構等の連携及び協力

国、地方公共団体、機構その他の関係者は、対象事業者の事業の再生を円滑に推進するために協力が必要であると認めるときは、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないほか、地域再生、都市再生、中心市街地活性化等の地域活性化施策の推進に当たっては、対象事業者の事業の再生を図る観点から、相互の連携を図るよう努めなければならない。

## 7. その他

### (1) 雇用への配慮

機構は、支援決定に当たり、事業再生計画についての事業者と労働者との協議状況等に配慮しなければならない。

### (2) 小規模企業者への配慮

機構は、支援決定に当たり、事業者の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

### (3) 支援決定に当たっての意見

機構は、支援決定に当たり、あらかじめ主務大臣及び事業所管大臣等に意見を述べる機会を与えなければならない。

### (4) 主務大臣

内閣総理大臣（内閣府・金融庁）、財務大臣、経済産業大臣（3(2)の支援基準の策定、(3)の支援決定に当たっての意見等については、厚生労働大臣も含めた4大臣）

## 8. 附則

### (1) 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### (2) 検討

政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。